

青森公立大学全学協議会会則

第1章 目的

第1条 青森公立大学全学協議会（以下、全協会）は、学部・大学院における学生の活動を支援し、そのための協働を促進し、青森公立大学及び大学院の学生生活の向上に資することを目的とする。

2 全協会は、学部学友会と大学院学友会と活動の内容を協議する。

3 全協会は、協働をする上で生じる課題を審議・決定する。

4 全協会の議事においては、役員全員一致で採択する。

第2章 組織

第2条 全協会は、学部学友会と大学院学友会の協働組織として構成され、前条の目的を果たすために次の構成をとる。

(1) 学部学友会本部構成員より2名

(2) 大学院学友会本部構成員より2名

ただし、2名の代表者は各学友会本部の話し合いにより決定される。

第3章 会計

第3条 全協会の会計年度は、4月1日から3月31日までの1年間とする。

2 全協会は、学部学友会・大学院学友会の当該年度における予算審議を行うものとする。

3 全協会は、各学友会より会計年度終了後に会計報告を受け、承諾するものとする。

第4章 補足

第4条 会則改定については、全協会役員の全員一致で採択する。

2 この会則の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この会則は、平成11年2月10日から施行する。